

浜松市クリーニング業法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定める。

(営業者の講じるべき措置)

第2条 法第3条第3項第6号に規定する条例で定める必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) クリーニング所は、隔壁等により外部と区画すること。
- (2) 洗濯物の処理を行うために必要な広さを確保し、清掃しやすい構造とすること。
- (3) 洗濯物の受取及び引渡し（以下「受渡し」という。）を行うために必要な広さを確保し、清掃しやすい構造とするとともに、受渡しのための台を設け、客が作業場に立ち入ることができない構造とすること。
- (4) 洗い場は、洗濯物の仕上げ及び受渡しを行う場所と区分すること。
- (5) 水洗いによる洗濯物の処理を行う洗い場の側壁は、床面から少なくとも高さ1メートルまでは不浸透性材料とすること。
- (6) 採光、照明及び換気を十分に行うことができる設備を設けること。
- (7) 排水、排気等の設備は、周囲の環境を損なわないものとする。
- (8) 消毒装置を備えた流水式手洗設備を設けること。
- (9) 仕上げを終わった洗濯物の保管設備は、洗濯を終わっていない洗濯物等により汚染されない場所に設けること。
- (10) 洗濯を終わっていない洗濯物を入れる容器を備えること。
- (11) 洗濯を終わった洗濯物を入れる容器を備えること。
- (12) 法第3条第3項第5号に規定する厚生労働省令で指定する洗濯物を取り扱う場合は、当該洗濯物を入れる専用の蓋付きの容器を備えること。
- (13) 洗濯に使用する有機溶剤その他の薬品類を安全に保管することができる設備を設けること。
- (14) テトラクロロエチレンを使用するクリーニング所には、排液処理装置を設けること。
- (15) テトラクロロエチレンを使用するドライクリーニング機の1回の処理能力の合計が30キログラム以上であるクリーニング所には、溶剤蒸気回収装置を設けること。
- (16) ねずみ及び衛生害虫について、おおむね6箇月に1回以上定期的に点検し、駆除すること。
- (17) 法第9条に規定する伝染性の疾病がある従業者が生じたときは、速やかにその旨を市長に報告し、その指示に従うこと。

2 前項の規定にかかわらず、洗濯物の受渡しのみを行うクリーニング所にあつては、前項第2号、第4号、第5号、第11号及び第13号から第15号までの規定は、適用し

ない。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。